

香川県土地改良事業団体連合会入札参加者心得

(電子入札案件用)

(総則)

第1条 土地改良法第111条の9第1号に基づき、香川県土地改良事業団体連合会が、会員である県内の土地改良区及び土地改良区連合（以下「土地改良区等」という。）からの事務委任により、会員発注の土地改良工事に係る入札執行事務を代行する場合の取扱いについては、関係法令、公告、執行通知書、その他発注者である土地改良区等（以下「発注者」という。）の関係規程及び指示事項に定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

(一般的事項)

第2条 制限付き一般競争入札に参加できる者（以下「入札参加資格者」という。）は、制限付き一般競争入札に参加できる者として香川県土地改良事業団体連合会長（以下「連合会長」という。）の確認通知を受けた者とする。

2 入札参加資格者又は代理人（入札参加資格者から委任を受けた者。）（以下「入札者」という。）は、当該発注者の契約条項、設計書、仕様書、図面、現場等を熟覧の上、入札しなければならない。

この場合において、契約条項、設計書、仕様書、図面等について質問があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

3 契約に関する事項（契約保証金の納付、契約保証金の減免、工事完成保証人、契約書の提出）については、発注者の所掌事項であるため、発注者である土地改良区等の関係規程や指示等によるものとする。

(入札の参加)

第3条 入札は、かがわ電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を使用して行うものとする。

2 入札者が電子入札システムを利用するときは、企業ID・パスワード及び電子証明書を取得し、電子入札システムに利用者登録を行っているものとする。

3 電子証明書は、企業ID及びパスワードの交付を受けている企業（支店、営業所等が入札参加資格審査申請を行っている場合は、その支店、営業所等）の代表者の名義のものに限る。

(公正な入札の確保)

第4条 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札の停止、延期及び取りやめ)

第5条 入札執行代行者は、天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により明らかに競争入札の実効がないと認められる場合には、入札又は開札を取消し、又は延期することができる。

2 システム障害等により、入札を行うことができない場合においては、連合会長の指示に従わなければならない。

(入札の手続)

第6条 案件の発注に当たって電子入札で行う旨を指定した案件（以下「電子入札案件」という。）は、電子入札システムで処理することとし、原則として、紙による申請書（添付書類を除く。）及び入札書の提出は、認めないものとする。

2 提出した入札書は、引換え、書換え又は撤回をすることができない。

(入札金額の記載要領)

第7条 契約の際には、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって契約金額とするので、入札者は、次に掲げる要領で金額を記載しなければならない。

- (1) 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入力すること。
- (2) 入札書の金額欄には、アラビア数字を用いること。
- (3) 入札金額は、原則として、千円未満の端数は認めない。

(無効な入札)

第8条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札。
- (2) 入札者が同一工事について2以上の入札をした場合。
- (3) 入札者が連合して入札したと認められる場合、則ち談合の事実が明らかと認められた場合。
- (4) 入札に際して不正の行為があった場合。
- (5) 入札保証金を納付すべき場合に納付がない場合又は不足する場合。
- (6) 所定の日時までには到達しなかった電子入札システムによる入札。
- (7) 電子入札システムにおいて、必要な項目が入力されていないもの又は重要な文字・数字が誤脱し、若しくは不明であるもの。
- (8) 電子証明書を取得していない者がした入札。
- (9) 電子入札システムの不正利用及びICカード等の不正使用により行った入札。
- (10) 前各号に定めるもののほか、連合会長が特に指定した事項に違反した者の入札。

(失格)

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、失格とする。

- (1) 予定価格を公表した場合において、予定価格から消費税相当額を差引いた金額を超える入札をした者。
- (2) 最低制限価格を設けた場合において、開札の結果、最低制限価格に満たない金額で入札をした者。

(入札)

第10条 入札執行回数は、初回の1回のみとする。

(落札者の決定)

第11条 落札者は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者とする。

ただし、あらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者とする。

- 2 入札執行代行者は、落札者が決定した場合に、その結果を全ての入札参加者に通知するものとする。
- 3 落札となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、別に定める方法による電子くじにより落札者を決定する。

(最低価格以外の者を落札者とすることができる場合)

第12条 最低価格をもって入札した者であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、その者を落札者とせず、その他の者のうち予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることができる。

- (1) その者の当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき。
- (2) その者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不適當であると認めるとき。

(異議の申立て)

第13条 入札者は、入札後は、この心得、その他入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることができない。